

事務連絡
令和3年2月25日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について

新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について、本年2月18日の第24回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論等を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「通知」という。）により、別紙1の通り改正され、また、同改正を踏まえ、関連質疑応答集（Q&A）が別紙2の通り改正され、各都道府県衛生主管部（局）等宛に送付されております。

貴部（局）におかれては、別紙の内容について御了知の上、管下の高齢者施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知を行う等の適切なご対応をお願いします。

また、これを受けまして、これまでお示ししている退院患者の施設での受入等における「退院基準」に係る記載については、下記の取扱いを含め、今般改訂された退院基準に読み替えるものとしますので、合わせて周知をお願いします。

- ・ 「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）別紙2について、通知の別添に差し替える。

なお、今回の対応を受け、「退院患者の介護施設における適切な受入等について」（令和2年12月25日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）については一部改正を予定しており、追ってお示しします。

<参考>

（別紙1）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロ

ナウウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発 0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

（別紙2）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について」（令和3年2月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

健感発 0225 第 1 号
令和 3 年 2 月 25 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」(令和 3 年 2 月 10 日付け健感発 0210 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) においてお示ししているところです。

今般、本年 2 月 18 日の第 24 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論等¹を踏まえ、当該通知を別添のとおり一部改正することとしました。本通知による改正後の取扱いについては、本日から適用することとしますので、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

また、「医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」の配布について」(令和 2 年 3 月 6 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) は廃止します。

¹○第 24 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和 3 年 2 月 18 日) 資料 5-2
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00216.html

○発症からの感染可能期間と再陽性症例における感染性・二次感染リスクに関するエビデンスのまとめ (令和 3 年 2 月 18 日 国立感染症研究所感染症疫学センター)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/10174-covid19-37.html>

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

新	旧
<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p><u>（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合</u></p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p><u>（2）人工呼吸器等による治療を行った場合</u></p> <p>③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間</p>	<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p>

経過した場合

④ 発症日から 20 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から 20 日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

⑤ 発症日から 10 日間経過した場合

⑥ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

③ 発症日から 10 日間経過した場合

④ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、

陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③又は⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準
(略)

陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準
(略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から10日間経過した場合
- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体

採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③又は⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準

法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。

なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。

事務連絡
令和3年2月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「通知」という。)により退院基準等が改正されたことを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)について(令和2年7月17日付け事務連絡)を別添のとおり一部改正しましたので、御了知いただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

【改正の概要】※主な改正箇所は下線のとおり。

- 問1、問2、問7、問8、問18、問20 人工呼吸器等による治療を行った場合の退院基準の新設に伴う改正
- 問3 補足説明の追加
- 問4 英国において報告された変異株等による患者の退院基準に関する問の新設
- 問10 補足説明の追加
- 問19 人工呼吸器等による治療を行った場合の退院基準の新設に伴う問の新設
- 「医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」の配布について」(令和2年3月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の廃止に伴う当該事務連絡に関連する問の削除
- その他所要の改正

退院基準に関するQ & A（令和3年2月25日版）

- 問1 有症状の患者の退院基準について、「人工呼吸器等による治療を行った場合」とはどのような場合を指すのですか。人工呼吸器を使用せずに集中治療室（ICU）にて治療が行われた場合も含まれるのですか。..... 3
- 問2 退院基準における「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」については、発症日から10日間の中に症状軽快後72時間を含めて考えてよいですか。..... 3
- 問3 通知に示されている退院基準は、透析患者やがん患者、妊産婦などの配慮が必要なハイリスク者についても、同様に適用されるのですか。..... 3
- 問4 通知に示されている退院基準は、英国で報告された変異株等の患者についても同様に適用されるのですか。..... 3
- 問5 症状の軽快とは何をもちいて軽快というのか。基本的には担当医の判断ということによいのですか。..... 4
- 問6 呼吸器症状は残っていますが、PCR検査の結果陰性であった場合には、退院又は入院勧告を解除して差し支えないですか（肺障害が残存し、気管切開して長期人工呼吸器管理になった場合等）。..... 4
- 問7 唯一の症状が味覚・嗅覚障害である場合は、それを自覚した日が発症日ですか。また、それが軽快しない場合はどうすればよいですか。..... 4
- 問8 人工呼吸器による治療を行わなかった患者について、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、基準を満たした前後のPCR検査等で陽性になっても退院可能ですか。陽性であっても退院できる理由も併せて教えてください。..... 4
- 問9 退院基準の条件を満たしても、何らかの理由で感染性が依然として高いという懸念が担当医から示されている場合は、都道府県知事等の判断で入院勧告の延長は可能ですか。また、その場合の入院医療費は、引き続き公費負担の対象となりますか。..... 5
- 問10 退院基準のうち、2回の検査結果による基準（通知における②、④、⑥）について、1回目陰性、2回目陽性、3回目陰性の場合には退院可能ですか（連続2回ではなく累計2回の陰性で退院可能なのですか）。..... 5
- 問11 無症状病原体保有者が、新たに症状を呈した場合には、その時点を発症日0日目として有症状者の場合の退院基準を適用することになりますか。..... 5
- 問12 有症状者が一旦症状軽快し、その後、再度症状が再燃した場合には、再燃の時点を0日目と起算するのですか、それとも初回の発症日を0日目としたままでよいのですか。..... 5
- 問13 PCR検査の陽性判明時点において、既に発症から10日間経過し、症状軽快後72時間経過し、退院基準を既に満たしていた場合には、入院勧告は不要ですか。..... 6
- 問14 「解熱剤を使用せずに解熱し」とありますが、呼吸器症状など他の症状については、対症療法薬を使用しても「軽快した」とみなせるのですか。..... 6
- 問15 「10日間経過」には時間の概念は含まれないのですか（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取が朝7:00の場合と深夜23:50の場合で経過日数の計算に違いがありますか）。..... 6
- 問16 退院基準を満たすと、有症状者が無症状者病原体保有者よりも早く退院できることになるのはなぜですか。..... 6
- 問17 無症状病原体保有者の退院基準に6日間経過とありますが、この根拠は何ですか。..... 6
- 問18 PCR検査を行わず、発症日からの日数等による基準（通知における①、③、⑤）に基づき退院した方を受け入れる場合は、感染したことがない方と同様の対応で問題ないのでしょうか。..... 7
- 問19 人工呼吸器等による治療を行った患者における発症日からの日数等による退院基準について、「発症日から20日経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。」としていますが、この「適切な感染予防策」とは何を指しますか。..... 7
- 問20 退院基準を満たした後の患者の診療を、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたこと

などを根拠に断ることは可能でしょうか。 8

問1 有症状の患者の退院基準について、「人工呼吸器等による治療を行った場合」とはどのような場合を指すのですか。人工呼吸器を使用せずに集中治療室（ICU）にて治療が行われた場合も含まれるのですか。

（答）

「人工呼吸器等による治療を行った場合」とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）管理による治療を行った場合を指し、それ以外で単に集中治療室（ICU）等での治療を行った場合は、「人工呼吸器等による治療を行わなかった場合」に該当します。

問2 退院基準における「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」については、発症日から10日間の中に症状軽快後72時間を含めて考えてよいですか。

（答）

お見込みのとおりです。

なお、10日間と72時間の考え方を整理すると以下のとおりです。

- ・ 10日よりも前に症状軽快し、かつ、10日よりも前に72時間経過した場合、10日間経過で退院可。
 - ・ 10日よりも前に症状軽快し、10日よりも後に、72時間経過した場合、72時間経過後に退院可。
- また、発症日から15日間経過した場合の基準についても同様です。

問3 通知に示されている退院基準は、透析患者やがん患者、妊産婦などの配慮が必要なハイリスク者についても、同様に適用されるのですか。

（答）

お見込みのとおりです。ただし、発症日からの日数等による基準（通知における①、③、⑤）を満たした以降も感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全者）の場合には、地域の感染症科医との相談も考慮してください。

問4 通知に示されている退院基準は、英国で報告された変異株等の患者についても同様に適用されるのですか。

（答）

英国で報告された変異株等の患者については、通知で示す退院基準ではなく、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和3年2月25日最終改正。）で示す退院基準に従ってください。

問5 症状の軽快とは何をもって軽快というのか。基本的には担当医の判断ということでよいですか。

(答)

通知の「第一 退院に関する基準」において、「症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする」とお示ししています。

なお、個別具体的な症状軽快の判断については、お見込みのとおり担当医の判断になるものと考えます。

問6 呼吸器症状は残っていますが、PCR 検査の結果陰性であった場合には、退院又は入院勧告を解除して差し支えないですか（肺障害が残存し、気管切開して長期人工呼吸器管理になった場合等）。

(答)

PCR 検査結果等を加味して、担当医において感染症のまん延のおそれがないと判断される場合には、都道府県において退院又は入院勧告を解除して差し支えありません。

問7 唯一の症状が味覚・嗅覚障害である場合は、それを自覚した日が発症日ですか。また、それが軽快しない場合はどうすればよいですか。

(答)

前段はお見込みのとおりです。

後段については、新型コロナウイルス感染症の症例の一部で、回復後も味覚・嗅覚障害が一定期間継続する場合がありますとの報告もあります。そのため、人工呼吸器等による治療を行わなかった患者で症状発症から 10 日間、人工呼吸器等による治療を行った患者で発症から 15 日間を過ぎて味覚・嗅覚障害が残っている場合でも、解熱剤を使用せずに解熱しており、かつ、呼吸器症状が改善傾向である場合には退院可能です。個別の判断については担当医の判断に基づいて決定してください。

問8 人工呼吸器による治療を行わなかった患者について、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には、基準を満たした前後の PCR 検査等で陽性になっても退院可能ですか。陽性であっても退院できる理由も併せて教えてください。

(答)

お見込みのとおりです。

国内外の知見によると、人工呼吸器等による治療を必要としなかった患者については、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR 検査で検出される場合でも感染性は極めて低いことがわかっています。
(これらの症例のうち、症状消失後も PCR 検査で陽性になる例や、退院後に再度陽性となった症例からの二次感染を認める報告はこれまでありません。) このため、発症日から

10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には検査結果によらず退院可能としており、退院に当たって検査の実施は必要ありません。

問9 退院基準の条件を満たしても、何らかの理由で感染性が依然として高いという懸念が担当医から示されている場合は、都道府県知事等の判断で入院勧告の延長は可能ですか。また、その場合の入院医療費は、引き続き公費負担の対象となりますか。

(答)

お見込みのとおりです。

ただし、協議会において慎重に判断してください。なお、入院措置の解除後も引き続き新型コロナウイルス感染症以外の理由で入院延長となる場合には、延長となった部分については公費負担の対象とはなりません。

問10 退院基準のうち、2回の検査結果による基準（通知における②、④、⑥）について、1回目陰性、2回目陽性、3回目陰性の場合には退院可能ですか（連続2回ではなく累計2回の陰性で退院可能なのですか）。

(答)

2回連続で陰性となるまでは、検査結果による退院基準（通知における②、④、⑥）を満たしません。ただし、発症日からの日数等による退院基準（通知における①、③、⑤）を満たしている場合には、検査の結果によらず退院可能です。

問11 無症状病原体保有者が、新たに症状を呈した場合には、その時点を発症日0日目として有症状者の場合の退院基準を適用することになりますか。

(答)

お見込みのとおりです。

問12 有症状者が一旦症状軽快し、その後、再度症状が再燃した場合には、再燃の時点を0日目と起算するのですか、それとも初回の発症日を0日目としたままでよいのですか。

(答)

同一の入院措置期間中に、症状が再燃した場合には、初回の症状発生日を0日目と考えますが、「症状軽快」については、最後にあった症状が軽快するまで満たさないものとします。

問 13 PCR 検査の陽性判明時点において、既に発症から 10 日間経過し、症状軽快後 72 時間経過し、退院基準を既に満たしていた場合には、入院勧告は不要ですか。

(答)

都道府県知事（保健所）等が、感染症のまん延のおそれがないと判断する場合には入院勧告は不要と考えられますが、個別の事案に応じて十分に御検討ください。

問 14 「解熱剤を使用せずに解熱し」とありますが、呼吸器症状など他の症状については、対症療法薬を使用していても「軽快した」とみなせるのですか。

(答)

担当医の判断で「軽快した」と判断されるのであれば、必ずしも対症療法を全て終了する必要はありません。

問 15 「10 日間経過」には時間の概念は含まれないのですか（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取が朝 7:00 の場合と深夜 23:50 の場合で経過日数の計算に違いがありますか）。

(答)

時間の確定ができる場合、時間の概念を含めて考えて差し支えありません。

陽性確定に係る検体採取が朝 7 時の場合、翌朝 7 時で 1 日経過、深夜 23 時 50 分の場合、翌 23 時 50 分で 1 日経過となります。

問 16 退院基準を満たすと、有症状者が無症状者病原体保有者よりも早く退院できることになるのはなぜですか。

(答)

無症状者病原体保有者は、診断された後に発症し、診断時よりも感染性が高くなる可能性があることを考慮しています。

問 17 無症状病原体保有者の退院基準に 6 日間経過とありますが、この根拠は何ですか。

(答)

ダイヤモンド・プリンセス号における無症状病原体保有者の感染性に関する研究などを参考にしています。

問 18 PCR 検査を行わず、発症日からの日数等による基準（通知における①、③、⑤）に基づき退院した方を受け入れる場合は、感染したことがない方と同様の対応で問題ないのでしょうか。

（答）

国内外の知見によると、人工呼吸器や体外式心肺補助（ECMO）による治療を必要としなかった患者については、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査等で陽性の結果が出る場合でも、感染性は極めて低い（こうした症例のうち、症状消失後もPCR検査で陽性になる例や、退院後に再度陽性となった症例からの二次感染を認める報告はこれまでありません。）ため、PCR検査を行わない場合も含めて、退院基準を満たして退院した後の活動の制限などは設けていません。

人工呼吸器等による治療を行わなかった患者が退院基準を満たした後の日常生活において、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたこと等を理由として訪問や面会を断るなどの他者と異なる対応を行うことは、望ましくなく、感染したことがない方と同様の対応とするよう関係者に周知するようにしてください。

なお、人工呼吸器または体外式心肺補助（ECMO）による治療を行った患者の一部では、発症後15日程度まで感染性を有する可能性があるとしてされているため、これらの患者の退院基準は発症日から15日間経過すること等としていますが、これらの患者も退院基準を満たし、かつ発症日から20日間経過した後は、感染したことがない方と同様の対応で問題ありません。

問 19 人工呼吸器等による治療を行った患者における発症日からの日数等による退院基準について、「発症日から20日経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。」としていますが、この「適切な感染予防策」とは何を指しますか。

（答）

人工呼吸器等による治療を行った患者についても、大多数の場合は、発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した時点で感染性を有しないと考えられますが、こうした患者の一部で発症日から20日間まで感染性を有する可能性があることを示唆する報告もあるため、退院基準を満たして退院した後も、発症日から20日間経過するまでは、念のため以下の感染予防策を講じてください。

- ・ 自宅退院の場合は、生活上必要な外出を除き不要不急の外出は控え、同居の方がいる場合は、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第5版）」（令和3年2月12日改訂）別添2内の「4. 療養中の注意事項について（感染拡大防止のために）」に記載の注意事項の遵守に努めること。
- ・ 退院後他の医療機関へ入院または高齢者施設に入所する場合は、個室の使用を原則とした上で、標準予防策に加え接触予防策及び飛沫予防策、目の防護具の使用等を行い、さらに抜管等エアロゾルが発生する可能性のある手技を実施する場合はN95マスクの使用等の対策を行うこと。
- ・ 医療機関を受診する場合には、原則として入院していた医療機関又は新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関を受診すること。

問 20 退院基準を満たした後の患者の診療を、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたことなどを根拠に断ることは可能でしょうか。

(答)

退院基準を満たした後の患者については、PCR で検出される場合でも、感染性は極めて低いと考えられるため、これらの患者から診療を求められた場合に、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたことのみを理由に診療を拒否することは、医療機関が患者の診療を拒否する正当な事由があるものとは言えません。

ただし、人工呼吸器等による治療を行った患者が退院した後発症日から 20 日間経過するまでの間については、原則として入院していた医療機関又は新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関を受診するものとします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

新	旧
<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p><u>（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合</u></p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p><u>（2）人工呼吸器等による治療を行った場合</u></p>	<p>第1 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p>

③ 発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合

④ 発症日から 15 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から 20 日経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

⑤ 発症日から 10 日間経過した場合

⑥ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

③ 発症日から 10 日間経過した場合

④ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、

24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③又は⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第 2 就業制限に関する基準
(略)

24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第 2 就業制限に関する基準
(略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①又は③に該当する場合とする。ただし、次の②又は④に該当する場合も差し支えないこととする。

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から10日間経過した場合
- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助(ECMO)管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体

採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。(①、③又は⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

第2 就業制限に関する基準

法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。

なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。